

令和6年度東京都中小企業制度融資 経営改善・再生支援のご案内

「東京都中小企業制度融資」では、低利率・保証料補助等により、
経営改善・企業再生に向けた取組を金融面から支援しています。

「フェニックス金融支援パッケージ」

- 業況が悪化した事業者の経営改善を東京信用保証協会と金融機関がサポート（経営サポート会議）
- **信用保証料の事業者負担なし**
- 令和6年度から、**制度融資を利用する全ての方が対象**

メニュー名	融資限度額	融資期間	融資利率(※)	信用保証料補助
フェニックス金融支援 パッケージ	2億8,000万円	15年以内 (据置期間5年以内)	1.5%以内～ 2.4%以内	事業者負担なし

※ 融資利率は、金融機関等によって異なります。

【活用例】

【事例1】

- 収益力不足や物価高での減収等で欠損計上が続ки、債務超過幅が拡大
 - 売上はコロナ禍前の水準に戻りつつあるが、抜本的な改善を図りたい
- ⇒メイン行主導で策定した計画に基づき、全金融機関の借入を同額借換し、返済額を軽減すると同時に、メイン行から新たに資金を調達

【事例2】

- コロナ禍で取引先の店舗が休業し、その影響で財務内容が悪化
 - 近年は徐々に受注が回復傾向だが、借入過多の状況が続いており、既存借入の返済が重荷となっている
- ⇒メイン行主導で計画を策定し、借入の一本化を検討。同時借換により返済負担軽減を実施

経営サポート会議とは

中小企業のお客さまと取引金融機関が一堂に会し、経営改善計画などの情報共有や意見交換を行う会議です。

＜ご利用いただける条件＞

- ・経営改善に強い意欲があり、具体的な取り組みを行っていること
- ・経営サポート会議の開催を支持している取引金融機関があること
- ・東京信用保証協会の保証付き融資の借入残高があること

＜ご利用の流れ＞



事前相談

経営サポート会議
申込み

経営サポート会議
開催

取引金融機関による
支援方針の決定・実行

※詳細は東京信用保証協会の各支店にお問い合わせ下さい。

経営改善・企業再生に向けた融資メニュー

改善支援

- 経営改善に取り組む事業者の改善計画の策定などを経営支援機関がサポート
- 信用保証料は、小規模企業者 2 分の 1 補助

メニュー名	融資対象	融資限度額	融資期間	融資利率(※)	信用保証料補助
改善支援	経営支援機関等（※ 1）の支援を受け、自ら改善計画を策定・実行しようとする中小企業者又は組合	2億8,000万円	10年以内 （据置期間2年以内）	1.5%以内～ 2.2%以内	小規模企業者 1/2

（※ 1）保証協会、東京都内の商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社、東京都よろず支援拠点
・ 融資利率は、融資期間や責任共有の有無により上限が異なる場合があります。

企業再生

- 法的整理又は私的整理により事業の再建を図る方が対象
- 信用保証料は、小規模企業者 2 分の 1 補助

メニュー名	融資対象	融資限度額	融資期間	融資利率(※)	信用保証料補助
企業再生	法的手続（※ 2）又は公的機関の支援（※ 3）による事業再建を図る中小事業者又は組合	2億円	10年以内 （据置期間1年以内）	金融機関所定	小規模企業者 1/2

（※ 2）民事再生手続又は会社更生手続を申し立て、再生計画又は更生計画認可後3年が経過しておらず、かつその計画を完遂していないこと
（※ 3）経営サポート会議、中小企業活性化協議会、公益財団法人東京都中小企業振興公社 など
なお、上記の中小企業活性化協議会等の再生支援機関と連携し、債権放棄を含む抜本的再生への対応や金融正常化を支援する保証制度なども実施
・ 「金融機関所定」金利については金融機関へご相談ください。

- ・ 融資のお申し込みは、各金融機関の融資窓口で直接行ってください。
- ・ 東京信用保証協会及び金融機関の審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。

お問い合わせ先
東京都産業労働局金融部金融課
TEL03－5320－4877 〒 163-8001東京都新宿区西新宿2－8－1 都庁第一本庁舎19階北側
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/>